

周南市バスケットボール協会 慶弔規程

(趣旨)

第1条

- 1 この規程は、周南市バスケットボール協会（以下「本協会」という。）の加盟団体及び役員相互の親睦を図り、併せて関係機関等の緊密な連携を保つため慶弔の意を表すことを目的とし、慶弔に対して必要な事項を定める。

(表彰祝金)

第2条

- 1 本協会加盟団体、役員、委員、加盟チーム又はその構成員が国、山口県、公益財団法人日本バスケットボール協会もしくはこれらの関係機関から表彰されたときは、理事会の承認を得て5,000円以上10,000円以内の祝金あるいは記念品を贈呈することができる。

(記念行事祝金)

第3条

- 1 本協会部会・委員会、加盟団体又は加盟登録チームが、各種記念行事を開催し、本協会が招きを受けたときは、理事会の承認を得て会長は5,000円以上10,000円以内の行事祝金あるいは記念品を贈る。
- 2 関係団体の各種記念行事についても同様とする。

(弔慰金)

第4条

- 1 本協会主催の競技会等で、大会役員、参加チーム構成員または審判員が、競技会の試合が原因で死亡したときは、会長の決裁で弔慰金を贈り、必要に応じて生花等を贈る。弔慰金の金額については、10,000円以上20,000円以内とする。
- 2 本協会の役員が死亡した場合は、会長の決裁で10,000円の弔慰金を贈り、必要に応じて生花等を贈る。
- 3 本協会の役員の配偶者が死亡した場合は、会長の決裁で5,000円の弔慰金を贈り、必要に応じて弔電を送る。
- 4 本協会の役員の同居の二等親以内の親族が死亡した場合は、会長の決裁で3,000円の弔慰金を贈り、弔電を送る。
- 5 関係機関の関係者が死亡した場合、必要があると認めた場合は、会長の決裁で3,000円の弔慰金を贈り、弔電を送る。

(協議)

第5条

- 1 前条のほか特別な場合は、会長・副会長・理事長で協議し、事後に理事会の承認を得る。

(派遣)

第6条

- 1 会長は、慶弔に対して協会の代表を派遣し、その意を表するものとする。

(会計および報告)

第7条

- 1 慶弔に対する支出は、協会の会計より支出し、理事会の承認を得て総会において報告するものとする。

(その他)

第8条

- 1 本規定により慶弔金を受領した場合、返礼行為は行わないものとする。

(手続き)

第9条

- 1 この規程に該当する本人又は情報を得た関係者は、速やかに本協会理事長及び事務局長に停滞なく連絡をしなければならない。

(本規程の改廃)

- 第10条 この慶弔規程の改廃は、理事会において決定するものとする。

附 則

本規程は、2023年4月1日より施行する。